仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	ガスー１	件　　名	和歌山市役所本庁舎及び東庁舎で使用するガスの調達

担当（回答）課	財政局財政部管材課（Ｎｏ．１～１２、１４、１６～２１） 財政局財政調達課（Ｎｏ．１３～１５）

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	契約書第７条(仕様書３の取扱について)に関しまして、「仕様書３（４）内負荷計測器が無いものについては、本契約の対象外とする。」と記載がございますが、今回のガスのご契約につきましては、負荷計測器がついていない供給地点特定番号３つを除いた、以下の計５つのメーターが対象という認識でよろしいでしょうか。 ①00212600072246302 ②00212900072246306 ③00212300072246408 ④00212000072246404 ⑤00212700072246409 また、仕様書４．ガス使用量等（１）契約年間使用量、（２）契約最大使用量　に関しましては、負荷計測器がついていないメーター分の数量は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 また負荷計測器がついていないメーター分の数量は含まれていません。
2	仕様書４.ガス使用量等（２）契約最大使用量、（３）契約年間引取量、（５）契約最大需要期使用量、９契約年間引取量の未達に関しまして、小口ガスでのご契約の場合、弊社供給条件及び料金表では「契約最大使用量」「契約年間引取量」「契約最大需要期使用量」の規定がございません、ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合、仕様書の記載内容を削除していただけますでしょうか。	了承します。
3	仕様書５.供給期間、契約書第３条（需要場所及び期間）（２）期間に関しまして、「令和９年３月２日から令和１０年３月１日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表に基づきガス料金の算定期間は「前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日まで」となることから、表記は「令和９年３月定例検針日の翌日から令和１０年３月定例検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書の記載内容変更及び、ご契約書に仕様書を合綴される場合、仕様書の記載内容もご変更いただけますでしょうか。	了承します。 契約書(案)第３条および仕様書５に、「定例検針日に合わせて変動するものとする。」としています。

4	仕様書６．ガス料金の算定基準　に関しまして、弊社落札の際、ガス料金の算定方法につきましては、弊社供給条件および料金表では、ご使用量に基づき算定された「基本料金」と「従量料金」の合計に「原料費調整額」を加えたものとなります。各単価は税込単価となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
5	仕様書７．原料費料金単価の調整（２）に関しまして、「単価調整を行う場合は、受注者の供給条件に基づき入札時および請求時の原料費料金の算出資料を提出する」と記載がございますが、弊社落札の際、原料費に関する資料をお客さまへお送りするというご対応は行っておりません。弊社ホームページにて記載をさせていただいておりますので、お客さまご自身でご確認をいただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	入札時の原料費料金の算出資料に関しては提出いただきます。請求時の原料費料金の算出資料については、ホームページでの掲載による方法を了承します。
6	契約書第６条（使用ガス量の増減）に「乙が定める大口ガス供給条件（以下「供給条件」という。）に従うものとする。」と記載されておりますが、弊社が落札した場合には、弊社が入札金額の算定の前提とした供給条件を適用するものとしてよろしいでしょうか。	了承します。
7	契約書第１０条（計量及び検査）に関しまして、「甲の指定する職員の検査を受けなければならない」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査の為に何か行う必要がございますでしょうか。	原則、提出いただいた検針票に基づき検査を行います。
8	契約書第１２条（料金の支払）に関しまして、「適法な支払請求書」と記載がございますが、どのようなものでしょうか。	請求権限のある人が契約書及び関係法令等に基づき作成した正式な請求書です。
9	契約書第１２条（料金の支払）に関しまして、「甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払わなければならない」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、支払期日について「支払い義務発生日の翌日から起算して３０日目」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書の記載内容をご変更いただけますでしょうか。	了承できません。 また、変更もできません。契約書(案)第１２条のとおりです。

１０	契約書第１２条（料金の支払）２項に関しまして、「未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」と記載がございますが、遅延利息については弊社供給条件及び料金表では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年１０パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書の記載内容をご変更いただけますでしょうか。	了承できません。 契約書（案）第１２条のとおりです。
１１	契約書第１２条（料金の支払）２項に関しまして、「（その額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その額又はその端数金額を切り捨てる）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、１００円未満の金額についてもお支払いただくことと定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書の記載内容をご変更いただけますでしょうか。	了承できません。 契約書（案）第１２条のとおりです。
１２	弊社が落札させていただいた場合は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客さま負担となります）また、２０２５年４月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
１３	入札金額内訳書に関しまして、ご指定の入札金額内訳書をいただいておりますが、弊社の任意様式で提出させていただくことは可能でしょうか。	郵便入札における説明及び注意事項４（１）に記載のとおり、所定の様式を使用してください。所定以外の様式は添付しないでください。
１４	任意様式での提出が不可の場合、ご指定の様式の【託送料金以外】、【合計】に弊社が算定したガス料金を当てはめて記載したもので提出し、その参考として弊社任意様式の内訳書を添付させていただくことは可能でしょうか。弊社落札の際は、弊社の任意様式の内訳書に記載の料金単価、ガス料金の算定方法で契約させていただきます。	入札金額内訳書に記載されている託送料金と、算出いただいた合計の差額を「託送料金以外（H）」に記載いただき、「合計（税抜）」が算出いただいた合計と一致するように記載してください。所定以外の様式（任意様式）は添付しないでください。 様式については、落札金額内訳を基に、表記方法を含め契約時に協議のうえ作成します。

１５	郵便入札における説明及び注意事項に関しまして、封筒記入例の記載はございますが、二重封筒の要否については記載がないため、二重封筒は不要という認識でよろしいでしょうか。また、二重封筒が必要な場合、文言の指定や文字色の指定等ございましたらご教示ください。	ご認識のとおりです。今回は１案件の入札ですので、長型３号の封筒を使用し、郵便入札における説明及び注意事項の封筒の記入及び封かん例のとおり使用印鑑届により届け出ている使用印で封印又は封字（〆）し封かんしてご郵送ください。
１６	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	契約書での取り扱いになります。
１７	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。 弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。	契約書は本市様式となります。
１８	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式（紙の様式）にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	契約書は本市様式となります。
１９	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	当該契約申込書の内容が不明なため、提出の可否はお答えしかねますが、ガス供給に当たって必要な手続がある場合は受注者決定後に協議することとなります。
２０	本案件について、会計主体の異なるエリアが含まれていないという認識で相違ございませんでしょうか。もし、異なる会計主体に該当するエリアが含まれている場合には、弊社の落札時に書類（確認書）をご提出いただく必要がございます。なお、弊社落札後の契約協議の際に状況を確認させていただき、その内容を踏まえて提出の要否を判断いたします。	異なるエリアが含まれていないという認識で相違ありません。

２１	契約書（案）第１８条（損害の負担）第１項および第２０条（疑義等の決定）に関し、弊社の定めるガス供給条件「２８ 損害賠償等」との適用関係について、次の点についてご教示ください。 ① 乙の責めに帰すべき事由によらず生じた損害（天災その他不可抗力による損害を含む。）については、第２０条に基づき、供給条件２８（２）および（４）に定める免責の取扱いが適用され、弊社は、甲または第三者に生じた当該損害を負担し、または賠償する責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。 ② 弊社がお客さまに対して損害賠償責任を負う場合についても、第２０条に基づき、供給条件２８（５）が適用され、弊社の故意または重過失による場合を除き、賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 ③ 上記①または②の理解と異なる場合は、第１８条第１項と供給条件のいずれが優先して適用されるか、および弊社が負担する損害の範囲をご教示ください。また、上記①および②の取扱いを契約書に明記することは可能でしょうか。	①了承します。 ②第２０条はこの契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項に関する取扱いを定めた事項です。 ③第１８条第１項が供給条件より優先されます。範囲は甲乙協議して定めます。①および②について契約書の変更はできません。